

鹿児島大学大学院連合農学研究科主指導教員資格者資格再審査規則

平成 19 年 2 月 16 日
鹿大連規則 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）の主指導教員（専任の教授を除く。）の資格再審査は、資格取得後も一定期間毎に再審査を義務づけることにより、連合農学研究科における教育・研究水準の維持・向上をはかるものであり、本規則はこれを円滑に実施するため、資格再審査に関する必要な事項を定めるものとする。

(資格の再審査)

第 2 条 資格の判定は教育実績及び研究業績に基づいて行い、再審査の対象となる期間、判定基準は別に定める。

(審査資料)

第 3 条 研究業績は、再審査対象者が再審査調書を自ら作成し論文等別刷を添付する。

2 教育実績は、連合農学研究科の記録に基づいて事務方で作成し、再審査対象者はその確認を行う。

(再審査委員会の設置)

第 4 条 連合農学研究科長は、前条に規定する審査を行うための資格再審査委員会を設置する。

(資格再審査委員会の任務)

第 5 条 資格再審査委員会は、主指導教員資格者から提出された次に掲げる資料に基づき、再審査を行う。

(1) 教員調書（教育実績・研究業績）（別紙様式第 1 号）

(2) 研究業績の論文等別刷

(再審査委員会の組織及び運営)

第 6 条 再審査委員会は、連合農学研究科代議委員会委員をもって組織する。

2 連合農学研究科長が必要と認めるときは、主指導教員資格者を委員に加えることができる。

第 7 条 資格再審査委員会に委員長を置き、連合農学研究科長をもって充てる。

2 委員長は、資格再審査委員会を招集し、その議長となる。

第 8 条 資格再審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 委員長は、審査結果を別紙様式第 2 号により連合農学研究科長に報告するものとする。

(合否の判定及び通知)

第 9 条 連合農学研究科長は、前条第 2 項の規定に基づき報告のあった主指導教員資格者について、合否の判定を行うものとする。

2 連合農学研究科長は、前項の判定結果を構成大学の農学研究科長、農林水産学研究科長及び農林水産学研究科副研究科長に通知するとともに、再審査に合格した者を研究科教授会に報告し、対象教員には判定結果を後日文書で通知する。

第 10 条 この規則に定めるもののほか、連合農学研究科主指導教員資格者の資格再審査に関し必要な事項は、連合農学研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 10 日から施行する。